

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）

総括表

氏 名	大 正 昭 和 平 成 令 和	年	月	日 生
住 所				
① 障害名（部位を明記。既に障害認定を受けている部位を含めて、現時点で障害のある部位を記入のこと。）				
② 原因となった疾病・外傷名				
交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、疾病、先天性、その他（				
③ 疾病・外傷発生年月日	昭 和 平 成 令 和	年	月	日 ・ 場所（
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）				
障害固定又は障害確定（推定） 昭 和 平 成 令 和				
年 月 日				
⑤ 総合所見				
[将来再認定：不要・要（障害程度軽度化見込み）] [再認定時期：令和 年 月]				
(発育や治療、訓練によって、等級に変更が生じるほど障害程度が軽度化することが予想される場合は「要（障害程度軽度化見込み）」を○で囲み、再認定時期を1～5年後の範囲内で記載すること。それ以外の場合は「不要」を○で囲むこと。)				
⑥ その他参考となる合併症状				
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。				
令和 年 月 日				
病院又は診療所の名称				
所 在 地				
診療担当科名 科 身体障害者指定医師氏名 印				
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕				
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に				
・該当する（）級相当				
・該当しない				
部位	等級	等級表項目		
上肢	級			
下肢	級			
体幹	級			

※ 身体障害者指定医師氏名欄は、自筆による署名又は記名押印をお願いします。

1 神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、参考図示及び表に必要事項を記入すること。）

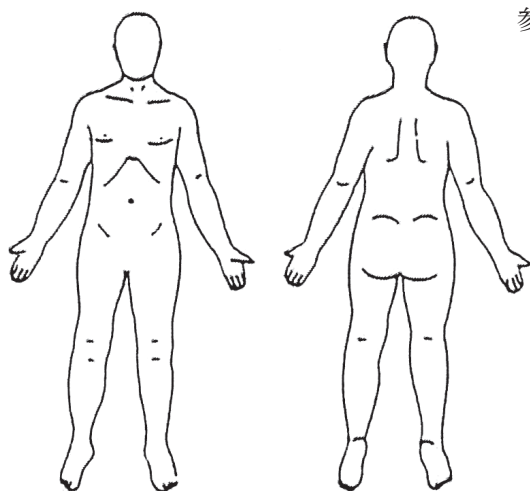
ア 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失（表在・深部）・感覚鈍麻（表在・深部）・異常感覚

イ 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他

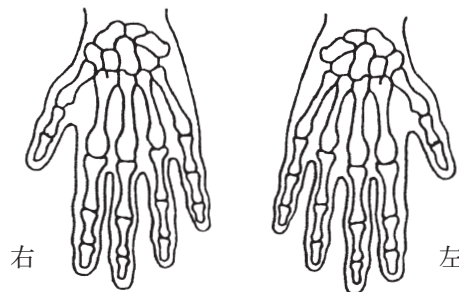
ウ 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他

エ 排尿・排便機能障害：なし・あり

オ 形態異常：なし・脳・脊髄・四肢・その他



参考図示



右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握力 kg	

×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▨運動障害
 （注）関係ない部分は記入不要

計測法：

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起

下肢長：上前腸骨棘→（脛骨）内果

上腕周径：最大周径

前腕周径：最大周径

大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径

下腿周径：最大周径

2 ブルンストロームステージ（脳血管障害の場合に記入すること。）

右 上肢（ ）・手指（ ）・下肢（ ）

左 上肢（ ）・手指（ ）・下肢（ ）

3 動作・活動

各欄に、○－自立、△－半介助、×－全介助又は不能のいずれかを記入すること。（ ）内のものを使う時は該当するものを○で囲むこと（その場合、動作・活動の程度は△又は×になるので留意すること。）

寝返りをする		箸で食事をする	右	左
いすに腰掛ける（背もたれ、肘掛け）		スプーンで食事をする（自助具）	右	左
座位	足をなげだして座る（背もたれ、支え）	コップで水を飲む	右	左
	正座で座る（背もたれ、支え）	歯ブラシで歯を磨く（自助具）	右	左
	あぐらで座る（背もたれ、支え）	字を書く	右	左
	横坐りで座る（背もたれ、支え）	シャツを着て脱ぐ		
	※支え等がない場合の座位保持	ズボンをはいて脱ぐ（自助具）		
立ち上がる（手すり、杖、義肢、装具）		顔を洗いタオルでふく		
片足で立つ	右 左	タオルを絞る		
起立位を保つ（手すり、杖、義肢、装具）		背中を洗う		
※装具等がない場合の起立位保持	分	5 kgを超える荷物を下げる	右	左
家の中の移動（壁、杖、義肢、装具、歩行器、車椅子）		（手指で握っても肘で吊り下げてもよい）		
二階まで階段を上がって下りる（手すり、杖）		洋式便器に座る		
屋外を移動する（杖、義肢、装具、歩行器、車椅子）		排泄の後始末をする		
※装具等がない場合の歩行距離	km	ひもを結ぶ		
公共の乗物を利用する		ワイシャツのボタンをとめる		

4 関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT)

この表は障害のある部分についてもれなく記入すること。制限が認められない場合又は測定不能の場合は、その理由を備考欄に明記すること。

筋力テスト 関節可動域 筋力テスト 関節可動域 筋力テスト

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

体 幹

180 150 120 90 60 30 0 30 60 90				90 60 30 0 30 60 90 120 150 180					
() 前屈					後屈 ()				
() 前屈					後屈 ()				

上 肢

180 150 120 90 60 30 0 30 60 90				90 60 30 0 30 60 90 120 150 180					
() 屈曲					伸展 ()				
() 外転					内転 ()				
() 外旋					内旋 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 回外					回内 ()				
() 掌屈					背屈 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				
() 屈曲					伸展 ()				

注：

- 1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は、のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線()を引く。
- 4 筋力については、表()に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失又は著減(筋力0、1、2該当)
△印は、筋力半減(筋力3該当)
○印は、筋力正常又はやや減(筋力4、5該当)

- 5 (PIP)の項で母指は(IP)関節を指す。
6 DIPその他手の対立内外転等の表示は必要に応じ
備考欄を用いる。
7 図中に塗り潰した部分は、参考的正常範囲外の部分で、
反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×) 伸展 屈曲(△)

備考

※ 脳血管障害に係る障害については、原則として発症から6箇月以降（障害が固定している場合にあつては、3箇月以降）に認定するのが適当とされています。

※ 遷延性意識障害に係る障害については、原疾患についての治療が終了し、医学的、客観的な観点から、機能障害が永続すると判断できるような場合に、認定の対象となります。

※ 認知症等、精神機能の衰退に起因する日常生活動作不能の状態を身体障害とするのは適当ではありません。

[illegible]

備考

- 1 二つ以上の障害が重複する場合の等級は、重複する障害の合計指数に応じて、該当等級より上の級とすることができる。
- 2 七級の障害は、一つのみでは手帳交付の対象とならないが、七級の障害が二つ以上重複する場合又は七級の障害が六級以上の障害と重複する場合は、手帳交付の対象となる。
- 3 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節（IP）、その他の指については第一指骨間関節（PIP）以上を欠くものをいう。
- 4 「指の機能障害」とは、中手指節関節（MP）以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 5 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。